

生駒市消防本部訓令甲第6号

生駒市消防事務決裁規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成21年10月30日

生駒市消防長 秋吉 基秀

生駒市消防事務決裁規程の一部を改正する訓令

生駒市消防事務決裁規程（平成7年4月生駒市消防本部訓令甲第1号）の一部を次のように改正する。

第7条中第13号を第14号とし、第12号を第13号とし、第11号を第12号とし、第10号の次に次の1号を加える。

(11) 1件50万円以上100万円未満の財産（物品を除く。）の交換及び処分に関する事。

第8条中第8号を第9号とし、第7号を第8号とし、第6号の次に次の1号を加える。

(7) 1件50万円以上75万円未満の財産（物品を除く。）の交換及び処分に關する事。

第9条中第17号を第18号とし、第16号を第17号とし、第15号の次に次の1号を加える。

(16) 1件50万円未満の財産（物品を除く。）の交換及び処分に關する事。

附 則

この訓令は、平成21年11月1日から施行する。